

令和 8 年度豊中市中小事業者向け脱炭素経営支援業務 仕様書

1. 委託業務名

令和 8 年度豊中市中小事業者向け脱炭素経営支援業務

2. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）では「第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画（改定）～とよなか・ゼロカーボンプラン～」(以下、「地域計画」という。)に基づき、令和 32 年（2050 年）温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けて取組みを進めている。

本市の温室効果ガス排出量の約 3 分の 2 が事業系部門からの排出であり、目標達成のためには市役所だけでなく、すべての事業者による取組みが非常に重要である。

昨年度までの施策のアンケート結果から、脱炭素経営は具体的に何をしたらよいか分からない、コストがかかるといった回答が多く、またサプライチェーンからの要請よりも自主的な取組みに留まっており、取組み事業者数の広がりや情報共有が感じにくい結果であった。

本業務では、市内事業者の大半を占める中小事業者を主な対象として、多角的なアプローチにより事業者へ脱炭素経営を広く普及啓発し、より多くの事業者が、メリットを感じつつ経営課題解決手段のひとつとして脱炭素経営に取り組むことを促進するため、事業者が感じている経営課題に寄り添って支援するとともに、脱炭素経営に取り組む事業者のネットワークを構築することにより、企業 PR や情報共有を行うことで、事業系部門における温室効果ガスの削減につなげることを目的とするものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水）まで

4. 予定価格

5,940,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

(1) 中小事業者向け脱炭素経営支援に係る全体構成の企画・運営（主たる業務）

受注者は、下記①～④に示す要件を満たす内容で、公開講座、個別支援及びネットワーク構築(以下、「支援事業」という。)について全体構成の企画提案をする。なお、企画提案した内容は発注者の承認を受け、実施するものとする。

また、事業開始後の進捗状況等をふまえ、発注者と協議のうえ、全体構成をその

都度変更するものとする。

①企画方針

市内中小事業者が置かれている経営状況や、今後直面することが想定される経営課題等を認識するとともに、脱炭素経営に取り組むことにより経営課題解決に寄与するメリットや先行事業者の実践事例紹介、また脱炭素経営に取り組まなかった場合の様々なリスク等をふまえて、市内事業者が抱える経営課題解決のひとつの手段として脱炭素経営の必要性や具体的な取り組み方法を理解できるような内容とすること。

②実施内容

(ア)公開講座

脱炭素とは何か、何から始めるかなど、これまで脱炭素経営に取り組んでこなかった事業者に向けて、市内事業者が抱える多角的な経営課題をテーマとして扱うとともに、その経営課題に対して脱炭素経営を用いた解決手法を提示する脱炭素経営の初心者向けセミナーを企画すること。

テーマ※(例)

設備更新：省エネ・設備改善で実現する持続可能な経営セミナー

コスト削減：コスト削減のための電力見直し塾

サプライチェーン：これからの商談で求められる脱炭素経営の基礎 等

※中小事業者がメリットを感じつつ経営課題解決手段のひとつとして脱炭素経営に取り組むきっかけとなるようなテーマを設定すること。

セミナーは2回以上開催し、全セミナーの合計参加者を40者以上とする。なお、1回あたりの参加者数は10者以上を目安とする。

また、公開講座は後述の個別支援の募集期間中に行い、個別支援の説明会を兼ねたものとする。

原則対面・オンラインのハイブリッド方式での開催とする。両形式での参加を想定し、会議設定および支援事業参加者の参加環境の調整を行う。

(イ)個別支援

年間6者以上に対して行う個別支援を企画すること。個別支援の内容は、初回は現地訪問を基本とし、対象事業者決定後、各事業者の状況に応じた支援内容を具体的に検討した上で、随時実施することとする。例えば、省エネ診断を実施する場合には、その診断結果に基づく改善提案を行う。

全ての個別支援対象事業者に対しては、CO₂排出量の削減目標設定および目標達成に向けた施策検討を支援すること。

参加者に対し、現地訪問後も、個々の脱炭素経営の取り組み状況に応じたCO₂排出量の削減目標設定および施策検討支援に対する相談・助言等を実施するこ

と。これらの相談・助言等に対しては効果的に対応し、その内容を発注者に共有すること。

(ウ)ネットワーク構築(市内事業者の取組み事例等情報共有のネットワーク構築)

(ア)および(イ)で実施した事例等を広く市内事業者に共有し普及啓発するためのニュースレター等の発行(年 4 回程度)や、先進事業者の取組み内容や脱炭素経営を活用した経営課題解決手法を共有・交流するためのオフライン交流会(年 1 回以上)の内容を企画すること。なおオフライン交流会については(ア)の公開講座と同時開催を可とする。

これらを通じて、脱炭素経営に取り組んでいない事業者も含めた事業者間のネットワーク構築につなげるものとする。

支援事業に申込、参加した事業者については各社の状況をまとめたリストを作成し、随時発注者と共有すること。

③受講者及び受講者数

公開講座：市内中小事業者等 40 者以上(オンライン参加含む)

個別支援：市内中小事業者等 6 者以上

オフライン交流会：市内先進事業者および公開講座、個別支援対象事業者等

④共通事項

(ア)広報用チラシの作成

受注者は、②で作成した全体構成の概要を基に、広報用のカラーチラシを A4 サイズかつ両面 1 枚以内で作成すること。

(イ)講座受講料

無料とする。

(ウ)支援事業参加者の募集及び決定支援

受注者は、(ア)で作成した広報用チラシ等により、豊中市内の事業者に対し、支援事業への参加を案内する。なお、参加案内は発注者も別途行う。支援事業参加者の申込みを受付し発注者へ報告する。

(エ)支援事業の運営

(i)支援事業の講師等の手配・調整、及び参加事業者への開催に関する連絡等を行う。

(ii)支援事業で活用する資料の作成及び配布をする。ただし、ニュースレター等の発行物に関しては作成および印刷までを行い、配布は発注者が実施する。この発行物の配布枚数は 1 回あたり 2,800 枚とし、年間 4 回程度の発行を想定する。

(iii)支援事業開催時のファシリテーションを行う。

(iv)支援事業開催後、参加者へアンケートの実施及びその集計を行う。

(オ)その他

支援事業の会場は、発注者が用意する。ただし、講師謝礼金は受注者が負担するものとする。その他、支援事業運営において発注者と協議し、必要と認められた事項を実施する。

(2) 報告書の作成

- ①受注者は支援事業開催後に、報告書として作成し、速やかに発注者に提出する。
 - ・公開講座：参加者からのアンケートの分析集計結果等
 - ・個別支援：参加者の課題および受注者が行った支援内容、結果等
 - ・交流会：参加者の共有内容、アンケートの分析集計結果等
- ②支援事業終了後に発注者と振り返りを行い、次年度以降の展開を検討したうえで、各支援事業に対する報告書を発注者に提出する。
- ③業務完了時には、委託事業全体で作成または使用した資料をまとめ、委託事業報告書として、発注者に提出する。

6. 成果品

受注者は委託業務の成果として、次の物品を市へ納入すること。

また、成果品の権利の帰属はすべて発注者のものとし、受注者は、発注者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

	成果品等の提出物	提出期日	備考
1	業務着手届	着手時	電子媒体
2	以下を記載した業務実施計画書 ・業務概要 ・業務実施方針および詳細 ・工程表 ・業務実施体制及び組織計画(統括責任者、業務担当者及び業務分担等) ・連絡体制	契約後 14 日以内	電子媒体
3	業務打合せ簿	その都度	電子媒体
4	広報用チラシ	チラシ作成時	電子媒体
5	ニュースレター等の発行物	公開講座開催後 14 日以内	電子および紙媒体

6	支援事業開催報告書	各支援事業開催後 14 日以内	電子媒体
7	個別相談に係る打合せ簿	その都度	電子媒体
8	業務完了届	業務完了時	電子媒体
9	委託事業実施報告書	業務完了時	電子媒体

7. 業務上の留意事項

- (1) 常に市の担当職員と連絡を密にして業務を行うこと。業務の進捗状況は、適宜報告するものとする。本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は、市の担当職員と必要に応じて打ち合わせを実施する。
- (2) 受注者は、関係機関との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、その内容について市に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、業務を受注するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。
- (4) 受注者は、本業務を担当する総括者を発注者に報告するものとする。また、総括者は、本業務に精通した経験者とする。
- (5) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受注者が行うものである。また受注者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。
- (6) 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 受注者は業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (9) 受注者は、契約の履行にあたって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領(平成 24 年 2 月 1 日制定)」の定めるところによって、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市(当該契約を所管する所属長)への報告及び所轄警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行わなければならない。報告・届出は、不当介入報告・届出書(別に定める様式)によって、速やかに、市に報告するとともに、所轄警察署の行政対象暴力担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。報告・届出を行った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うこと

がある。

(10) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。